

佐賀県公安委員会告示第 1 号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(平成 14 年国家公安委員会規則第 1 号)第 3 条第 1 項の規定により、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和 55 年法律第 36 号)第 23 条第 1 項の規定による指定を受けた犯罪被害者等早期援助団体から、次のとおり代表者の氏名を変更する旨の届出があった。

平成 28 年 7 月 5 日

佐賀県公安委員会委員長 香 月 道 生

名称	代表者の氏名		変更年月日
特定非営利活動法人被害者支援 ネットワーク佐賀 VOISS	新	佐藤 武	平成 28 年 6 月 20 日
	旧	藤林 武史	